

大和市心理発達嘱託員の設置に関する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第23号

大和市心理発達嘱託員の設置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本市に居住している発達に支援を要する乳幼児及び障がい児（以下「対象児」という。）に関する相談への対応並びに保育所、幼稚園等の関係機関への技術的助言等の支援（以下「巡回相談」という。）を心理発達の観点から行うことを目的に、大和市心理発達嘱託員（以下「心理発達嘱託員」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に心理発達嘱託員を設置する。

(委嘱)

第3条 心理発達嘱託員は、臨床心理士又は臨床発達心理士の資格を有する者の中から、市長が委嘱する。

(定数)

第4条 心理発達嘱託員の定数は、4人以内とする。

(任期)

第5条 心理発達嘱託員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で就任した心理発達嘱託員の任期は、当該年度の末日までとする。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 心理発達嘱託員の勤務日は、1週間当たり4日とし、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までの間で市長が指定した時間帯であって、1日当たり6時間とする。

(職務)

第7条 心理発達嘱託員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 対象児の保護者に対する日常の対応等の相談及び指導の実施に関すること。
- (2) 対象児に対する心理発達の検査の実施に関すること。
- (3) 対象児の所属する保育所、幼稚園等を訪問して行う巡回相談の実施に関すること。

(4) 前3号のほか、対象児に関する心理発達の助言指導の実施に必要な事項
(服務等)

第8条 心理発達嘱託員は、関係法令を遵守し、その職務を適切に遂行しなければならない。

2 心理発達嘱託員は、職務上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。心理発達嘱託員を退任した後も同様とする。

(解嘱及び辞任)

第9条 市長は、心理発達嘱託員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められた場合

(2) 前条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、心理発達嘱託員として不適格であると認められた場合

2 心理発達嘱託員は、自己の都合により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 心理発達嘱託員の報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する